

滝ダムの水位測定の不適切事案に係る報告内容について

1. 調査方法

調査は、全社コンプライアンス委員会のもと、記録（ゲート操作記録、ダムの水位記録の原票）による確認と、平成16年7月当時の関係者へのヒアリングにより実施した。

2. 調査結果

(1)滝ダムにおける不正の内容

- ・平成16年7月出水時に、ダム水位計のフロートに繋がるワイヤを懸架する円盤状のプーリー（回転部）をロープで固定し、水位計の記録が常時満水位※を越えないようにしたもので、7月13日に約2時間、7月17日から18日に約6時間行われたことが確認された。
- ・平成16年7月以降の出水では同様の不正は確認されなかった。

(2)不正を行った理由

- ・滝ダムのダム操作規程には「調整池における流水の貯留は、常時満水位をこえてしてはならない。」と定めている。出水時にダム水位が急激に上昇し、この条項に抵触することで、ダム管理の責任を問われる可能性があり、その事態を回避しようとしたため。

(3)只見川のおける滝ダムと同様の不正の有無の確認

- ・滝ダム以外の只見川のおける他ダム（奥只見ダム、大鳥ダム、田子倉ダム、只見ダム）について（平成16年7月以降）のダム操作に関する記録（ゲート操作記録、ダムの水位記録）を確認した結果、ダム水位測定の不正は確認されなかった。

※ 常時満水位とは、利水目的（発電、水道、かんがい等）に使用するために貯水池に貯めることが出来る最高の水位をいう。